

住民生活課

ごみの焼却は原則禁止されています

ごみの焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。

「自分だけなら」「これくらいなら」と思っている、周囲の人の迷惑になりますので、ごみの野焼きなどは絶対に止めましょう。

右記のとおり例外的に認められる場合もありますが、詳しくは下記までお問い合わせください。

例外的に認められる場合

- 法令で定める廃棄物処理基準に従って焼却する場合
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却で、周辺地域の生活環境にあまり影響を与えない場合（どんと焼きなど）
- 日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却で、周辺地域の生活環境にあまり影響を与えない場合（キャンプファイヤーなど）

生ごみ処理機・コンポスの設置費用に補助金を交付します

■生ごみ処理機

**対象**●町内に住所があり居住している方で、初めて生ごみ処理機を購入する方

**助成額**●購入費用の2分の1以内（上限5万円）

**申請方法**●次の書類を揃え、住民生活課環境安全班に提出してください。

- ①生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書
- ②見積書 ③製品カタログ等の写し

※手続きには印鑑が必要です。

**その他**●交付決定後に補助金を請求する際、次の書類が必要です。大切に保管してください。

- ①領収書（購入者の氏名、購入年月日、金額、機種名が明記されたもの。レシート不可）
- ②保証書（店名等が明記されたもの）

■生ごみ処理コンポスト

**対象**●町内に住所があり居住している方で、初めて生ごみ処理コンポストを購入する方

**助成額**●購入費用の2分の1以内（上限5千円）

※設置個数の上限はありませんが、1世帯につき1回限りの助成です。

**申請方法**●次の書類を揃え、住民生活課環境安全班に提出してください。

- ①生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書
- ※手続きには印鑑が必要です。

**その他**●交付決定後に補助金を請求する際、次の書類が必要です。大切に保管してください。

- ①領収書（購入者の氏名、購入年月日、金額、製品名が明記されたもの。レシート不可）

粗大ごみの戸別有料収集

6月の申込期間は6月6日月～13日月です

6月の収集日は6/16(木)です。

申込期間は

6/6(月)～13(月)です。

7月以降の粗大ごみの収集日  
(毎月第3木曜日)

7月21日、8月18日、9月15日、  
10月20日、11月17日

※申込期間は収集日の10日前から3日前までです。

粗大ごみ戸別有料収集の流れ

① **シルバー人材センターに電話で申し込む**  
美郷町シルバー人材センター（中央行政センター（旧役場六郷庁舎）内） ☎0187-84-0307  
受付時間は午前8時30分～午後5時、土日祝日は受付していません。

② **粗大ごみ収集券を取扱店で購入する**  
粗大ごみ収集券は1シート1,000円（1枚200円×5枚綴り）です。  
必要枚数は粗大ごみの重量によって異なります。お申し込みの際ご確認ください。

③ **必要枚数の粗大ごみ収集券を貼った粗大ごみを玄関先等に搬出する**  
収集日の午前8時までに搬出してください。収集への立会いは不要です。

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

税務課

6月30日(木)は町県民税(1期・一括)の納期限です

■各税の納期限（口座振替日）

項目	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	1期・一括	6月30日(木)
軽自動車税	全期	5月31日(火)
固定資産税	1期・一括	5月31日(火)

納め忘れがないか  
ご確認ください。

■6月に町県民税の納入通知書を送付します。

6月に平成23年度の町県民税の納税通知書を対象となる方々に送付します。勤務先の給料から毎月天引きされている方には、勤務先を通して送付します。

町県民税のほか、各税の納期限は毎月の広報紙でもお知らせしています。納め忘れがないよう、ご注意ください。

■次の税や使用料などの納付には、口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金 ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は

次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田おばこ農協
- 秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

問い合わせ●町税務課 ☎0187(84)4902

平成24年度の町県民税の改正内容について

今年度は、町県民税について大きな税制改正はありませんが、来年度は次のような税制改正が予定されています。

1. 扶養控除の見直しが行われます。

平成24年度課税分から適用されます。

- ①扶養親族のうち、16歳未満の者に対する扶養控除（33万円）が廃止されます。
- ②特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止されます。
- ③同居の控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者である場合に、配偶者控除または扶養控除の額に23万円を加算する措置が、特別障害者に対する障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められます。

2. 非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る住民税の所得計算の特例が適用されます。

非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置の導入に伴い、非課税口座内の譲渡に係る住民税の所得計算について、以下の特例が適用されます。適用となるのは平成24年1月1日以降の譲渡についてです。

- ①非課税口座内の株式等は非課税口座以外の株式等と区分して計算されます。
- ②非課税口座内の株式等を他の口座へ移管または非課税口座の廃止などした場合、その時点で非課税口座内の譲渡があったものとして非課税となります。

問い合わせ●町税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線1302,1304)